

戦後日本の大学における教育研究組織の変遷

—— 国立大学の場合 ——

関 正 夫

目 次

— 序 —

I 新制大学発足期の学部構成

1. 敗戦直後の教育研究組織の論議
2. 帝大系大学の学部構成
3. 官立単科系大学の学部構成
4. 旧制高校・師範系大学の学部構成

II 国立大学の学部構成の変遷

1. 大学設置基準の教育研究組織規定の意味
2. 法文学部, 法経学部の変遷
3. 文理学部, 学芸学部の変遷
4. 1970年代以降の教育研究組織の改革動向

— 結論および若干の提案 —

戦後日本の大学における教育研究組織の変遷

— 国立大学の場合 —

関 正 夫*

序

戦後教育改革により発足した新制大学の学部教育においては、学校教育法にうたわれているように専門教育のみならず一般教育が重視されることになった。ここにいう新制大学の一般教育と専門教育は、少数エリート養成の旧制高校の高等普通教育や旧制大学の「学理」重視の専門教育とは、本質的に異なるものとして指向されることが求められた。端的にいえば、学部教育を構成する一般教育と専門教育は、民主的、文化国家の形成者の育成という目標に対応すべく、有機的関連性をもつように計画され、実施されることが期待されていた。新制大学は、教育研究組織論、カリキュラム編成論および教育方法論等の諸側面でアメリカの大学の経験に学びながら、あるいは戦前期の高等教育の遺産を継承しながら、まさに、これから創出すべき諸課題に如何に取り組むのかが問われていたのだといつてよい。

本論文は、新制大学出発期から期待されてきた一般教育と専門教育の有機的関連性、あるいは両者の整合性の視点から、わが国の戦後の国立大学の教育研究組織—特に学部構成を中心に—その成立・展開過程を考察することを目的としている。本論文で考察の対象を国立大学としたのは、新学制の導入に際して、「一府県一大学」の原則及び大学の学部編成に関しても、アメリカの大学モデルを背景としたCIE（Civil Information & Education Section）の指導助言体制の下で出発したという、公・私立大学とは異なる国立大学固有の事情を配慮したからである。したがって、国立大学の中でも、府県の代表的な大学を中心に扱うことにする。

ところで国立大学関係者は、この40年の間に、上記の視点から教育研究組織論に関して、世界に先駆けて大学教育機会の均等化の努力をしてきたアメリカの大学の経験を若干なりとも学びとることができたのであろうか。もしそこに欠落するところがあれば、その根源的な要因についても考察してみたいと思う。できれば、今後の日本の大学の発展に若干なりとも資するような提案も試みたいと考えている。

I 新制大学発足期の学部構成

1 敗戦直後の教育研究組織の論議

(1) 旧制高等教育機関と新制大学の比較

旧制大学のうち帝国大学は学部・学科・講座制をとっていたが、官立の文理科、医科、工業および商科大学は、単科大学のため、学部制ではなかった。学科制はとられていたが講座制ではなく、学科目制であった。戦前期において学部及び講座の種類は勅令で規定されていたが、学科の設置・廃止は評議会の審議事項とされていた。つまり、教官組織としての講座、学科目をグルーピングし、いかなる学科を編成するのかについての権限は、大学の評議会、単科系大学にあっては教授会に委ねられていた。例え

* 広島大学・大学教育研究センター教授

ば、戦時期、東京帝大文学部についていえば、約40講座が設置され、それを基礎にして17-8学科が編成されていた。ところが、京都帝大文学部は約30講座あったが、学科は哲・史・文の3学科編成であった。このように大学・学部により、異なる原理で、学科の編成をすることが可能であったのである。官立大学といっても、帝国大学と単科系大学とでは、上述のように教育研究組織の編成原理は基本的に異なっていた。

一方、旧制高等学校や各種専門学校は、官立単科系大学と同様に勅令により学科目制とされたが、学科編成や学科目の程度は文部省令で規定されていた。このように旧制の高等教育機関の教育研究組織の構造やその運営原理には格差が設けられていたのである。戦後、講座制は、教授の専横的な研究室運営に陥りやすい、また講座に属する助教授や助手たちの「学問の自由」を拘束しやすい等の批判的見解が表明されていた。¹⁾このような批判的動向の中で、医学教育審議会は「医学教育機関の学科目及び教育担当者に関する基準」の申し合せを1947年におこなった。その際、医学部では「講座制を適用せず、教室制度とする」ことを申し合せの第一に上げ、文部省に進言することを決定した。²⁾ただ、これは、「大学側の抵抗が強く、実現にはいたらなかった」という。³⁾しかし当時、名古屋帝大理学部物理学教室や京都帝大動物学教室では講座制の問題点を改革すべく教室運営方式を実施していた。⁴⁾新制大学の発足に当たり、講座・学科目等教育研究組織のあり方については検討課題を残してはいたが、帝国大学、官立単科大学および高等諸学校間の階層性を象徴していた教育研究組織の構成原理の差別が一応廃止され、全ての高等教育機関の組織原理が統一されたのである。さて、全ての新制大学では、専門教育にくわえて一般教育を重視することが期待されたのであるが、当時いかなる大学・学部の設置が論議されていたのであろうか。

(2) C I E 関係者の大学像と「大学基準」

新制大学発足に当たり、設置計画や大学基準作成に関して、第一次米国使節団の勧告に基づき、実質的に指導・助言の役割を行ったのが C I E（連合軍民間教育情報局）教育課（Education Division）高等教育班（Higher Education Branch）の担当官たちである。⁵⁾新制大学の学部・学科構成に関して、第一次米国使節団報告書は、ほとんどふれていない。だが、C I E は新制大学発足に先立ち、「日本の国立大学編成の原則」を文部省に提示、そのなかで学部構成の見解を表明した。第一に、各都道府県に少なくとも国立複合大学1校を設立すること。第二に、その大学には文理学部（リベラル・アーツ）と教育学部を別個に設置すること。第三に、文学、理学、人文、社会等の単独学部は設置すべきでない。それらは一個の文理学部に統合すべきこと。このほか単独に設置されるのは、法律、教育、医学、工学、農学等の職能的学部である。第四に、地理的または既存の施設を考慮して、いくつかの都市に分校を設置する場合、各分校は最低限度2年制の文理学部のカリキュラムを提供できなければならない。最後に、再組織は自発的に行われるべきである等と、11項目にわたり記されている。C I E 関係者が上記の「原則」を通して提示した大学像は、アメリカの典型的な州立等の総合大学をモデルとしていたと見てよい。

文部省は、C I E の見解を参考にして「新制国立大学実施要綱」(1948年6月)⁷⁾を作成・公表し、それに示された「一府県一大学」の原則に基づき、1949年新制度の国立大学を出発させたのである。ただ、この「実施要綱」には、新制大学に設置すべき学部の名称等についてはほとんど記載がなされていない。この場合、重要なのは、大学の連合体（任意加盟）である大学基準協会が設置され、同協会が作成した「大学基準」が「大学設置基準」として適用され、それに基づき各大学の学部・学科が設置されたこと

である。「大学基準」(1947年11月)には「大学の学部の種類は法学, 文学, 経済学, 商学, 医学, 理学, 工学, 農学, その他学部として適当な規模内容があると認められたものとする。なお実質及び規模が一学部を構成するに適当なときは, 必要に応じてこれを分合して, 一学部とすることができる」とされた。この規定は「その他学部」の設置を除けば奇しくも「大学令」(1918年) 第二条の内容とほぼ同じであり, 既存の専門分化した学部を主たるものと定義し, 文理学部等は「分合」学部としての位置づけしか与えていないことは記しておく必要がある。

さて上述のような大学制度改革論議がなされている状況下で, 各地の帝国大学はいかなる“動き”を示していたのかについて考察することからはじめよう。

2 帝大系(A型)大学の学部構成

(1) 新制大学発足期の学部構成

敗戦の年(1945), 東京, 京都の二帝大の学部構成は, 法, 医, 工, 文, 理, 農, 経済の7学部構成であった。ただ, 東京帝大にはこれにくわえて戦時期(1942), 第二工学部が設置されていた。しかし同学部は新制大学発足期に生産科学研究所の母体となり, 廃止された。これに続いて学部数が多いのは, 九州帝大であり, 医, 工, 農, 法文, 理の5学部構成。当時, 東北帝大は, 九州帝大に比べて, 農学部が未設置の4学部構成であった。北海道帝大は, 札幌農学校の伝統があり, 農学部を筆頭に, 医, 工, 理学の4学部構成。昭和期に創設された大阪, 名古屋の二帝大は医, 理, 工の3学部構成であった。後発の三帝大は, まだ法文学部も設置されていない。いわば, 理科系大学であった。その後, 各帝大は新制大学発足に向けて, 府県下の旧制高校・専門学校等を合併した。後発の北海道と大阪の二帝大は, 最初法文学部を設置したが, 1-2年後には改組して文学部と法経学部を設置した。名古屋は, 戦後に至って, 当初から文学部と法経学部を創設した。それから数年後に, 各帝大の法経学部は再び改組され, 法学部と経済学部が設置された(名大1950年, 北大・阪大1953年)。後発の帝大もこのように急テンポで学部増設を行い, その結果, 敗戦後, 僅か数年で, 帝大系大学のほとんど全ては「大学基準」に列挙された専門分化した学部を配置するに至ったのである(付表参照)。

以上にみえてきたように帝国大学から出発した大学には, CIE 関係者が期待した文理学部(リベラル・アーツ・カレッジ, カレッジ・オブ・アーツ・アンド・サイエンス)は設置されなかった。だが, 文理学部と別置すべきだと強調された教育学部が, 旧制文学部教育学科または教育学関連講座等を母体として, 設置されたことは記しておかねばなるまい。その実態についていえば, 戦前期において, 東京帝大の文学部には教育学関係講座が5講座設置されていたが, 京都, 東北, 九州の三帝大には, わずかに1講座, しかも教授定員1名であった。しかもこの状態は, 改善されることもなく戦後まで続いたのである。帝大及び学界の, 教育の研究に対する軽視の風潮がCIE 関係者の批判の対象とされたのであった。さらに教育学講座における研究が, 多くの場合哲学的・思想的研究に偏しており, 実証的研究が極端に軽視されていることも批判的となったという⁸⁾。各帝大は新制大学発足に向けて講座を増設し, 文学部教育学科の設置を構想していたが, CIE の強い要請で教育学部創設に踏切ったとされている。1950年時点で東大が6講座, 他の大学は1講座で教育学部を発足された。これに対して広島大は, 包括した広島高師を母体として, 教授9, 助教授8で新学部を発足させた⁹⁾。帝大系大学の中でも大阪大学のように教育学部を設置せず, 文学部教育学科として発足したところもあった。しかし, 学生が大学院に進学してくる時期には, 東京と名古屋は12講座, 東北, 京都が10講座, 九州と北海道がそれぞれ8講座と7講

座。大阪は文学部教育学科のままで、5講座に整備された¹⁰。ただ、組織的整備はこのように進展しつつあったが、これまでに教育学の十分な数の研究者が養成されていなかったため、講座担当者の確保には各大学ともきわめて苦慮したという¹¹。これに対して文理大・高師の伝統をもつ広島大の場合、講座数は16と多く、しかも講座担当者の陣容も整っていた¹²。今日の教育学研究者の規模、学問研究の発展の状況を見ると、こうした背景にCIE関係者の教育学部設置等に関する指導助言による影響が大きく作用していたことは否定できない。以上の経緯をへて1950-1年時点では、A型大学全体の学部構成は、付表に示す状況に達したのである。その内訳は、教養学部を設置した東大の9学部構成を筆頭に、京都、東北、九州、北海道、名古屋の各大学が8学部構成。大阪大が6学部構成となった。

(2) 一般教育担当部局の位置づけ

新制大学発足以降、専門教育は旧制大学・学部の教授団によって担当された。ところが、新制大学教育の中で最も重視されることが、CIE関係者のみならず大学基準協会関係者から期待された一般教育は、合併した旧制高等学校関係者および旧制大学予科関係者によって担当されることになった。一般教育担当部局は、当初、制度的には分校であり、学内措置で教養部として出発した。それが制度化したのは高度経済成長初期の1963年のことである。当初、教養部は、その部長が全学部の教授から選出されていたことに象徴されるように、学内的にも学部と同様の「自治権」は認められていない一般的状況があった。これらの大学では、旧制高等学校関係者等が担当する一般教育は、新制大学の前期過程で集中的に実施され、それを修了した学生に後期課程で学部教授団により専門教育が実施されることになった。教員組織にみられる上下の構造関係が一般教育と専門教育の関係を、期待されていた有機的關係に向かわせるのではなく、上下あるいは前後的な関係に位置づけさせる機能を果たしたと考えられる。このことが後の一般教育と専門教育の対立的要因の一つでもある。新制大学において最も重視されることが期待された一般教育を、専門教育の準備教育ないし入門的教育といった、歪んだイメージでとらえられる方向で、学部等の組織は形成されつつあったのである。一般教育と専門教育を上下あるいは前後の関係でとらえる傾向は、帝大系大学においてばかりでなく、後に論じるように、教養部を当初は設置しえなかった国立の小規模大学等の場合にも、ほぼ共通にみられることになるのである。国立の旧制大学系大学の大部分の一般教育と専門教育担当の教員組織の構成は、上述の通りであるが、若干の例外もある。

第一の例外は、東京大学である。旧制一高と東京高校を母体としてリベラル・アーツ・カレッジ的な教養学部が設置された。新制東大の初代学長南原繁や初代の教養学部長、矢内原忠雄の新制大学についての深い理解とリーダーシップによるところが大きいとされている。第二は北海道大学及び東京教育大学である。この二校では、大学予科や高等師範学校関係者は、専攻分野に応じて専門学部に分属した。さらに、全学一般教育委員会等が設置され、全学部の協力体制のもとに実施する方式が創出された。これらの意欲的な大学では勝田守一（東大）、朝永振一郎（東教大）等、専門学部の優れた教授が一般教育を担当した事例があるが、これはむしろ例外に属すると考えられる。これらの大学も全般的には上に見た他の大学と同様の傾向であったと見てよい。

以上の考察から明らかのように、わが国のリーディング・ユニバーシティを自他ともに認ずる帝大系大学において、新制大学の出発期における大学の教育研究組織の拡充・整備の力点が、専門教育担当の学部におかれており、一般教育担当部局は極度に軽視されていたと見てよい。

3. 官立単科系（B型）大学の学部構成

A型大学は帝国大学を中心母体とする大学であるのに対して、B型大学は官立の文理科大（広島）、医科大（新潟、金沢、千葉、岡山、長崎、熊本）、経済大（神戸）を中心母体とし、旧制高校・師範等を合併成立した大学である。戦後、官立医科大学（徳島、弘前、米子、前橋、松本）が発足したが、これらの大学を母体とする大学はB型大学には含めないことにする。

B型大学は中核となる大学が単科系の大学であっただけに、新制総合大学に向けて、県内の旧制高等諸学校の吸収合併には極めて積極的であったと思われる。また、前身の単科大学の性格、包括した高等教育機関の種類等により、発足当初のB型大学の学部構成は、大学により差異が生じたとしても、それは当然のことである。広島大の場合、中心母体の文理大はCIE関係者が唱導していた文理学部設置ではなく、帝大系大学と同じく専門分化した学部、すなわち、文、理、教育の3学部設置の方針であった。帝大関係者と同様に、B型大学関係者の場合もCIE関係者の提言等には全然眼中にはなかったといったほうが正確であろう。例えば広島大の場合、第八帝大を指向して、戦前期に果せなかった“課題”実現すべく、その他の包括校を基礎に、工、医（1953）の2学部を設置し、新規に政経、水畜産の2学部を発足させ、新制大学発足期に8学部構成の大学となった。包括された旧制広島高は、A型大と同様に一般教育担当部局としての分校に位置づけられた。

神戸大の場合、前身の経済大を基礎として、経済、経営、法の3学部を設置した。さらに、包括校を母体として工、教育の2学部を、旧制姫路高・経済大予科を母体として文理学部を設置した。1954年には文理学部を改組し、文、理の2学部を設置した。これが新制大学における、CIE関係者の提案で創設された文理学部が解体した最初のケースである。当時7学部構成であったが、1964年に県立医科大を、1966年に県立農大を吸収し、帝大クラスの9学部構成となった。神戸、広島大は、1950年代にA型大と同様に、内部措置で教養部を設置していた。その点ではこの二大学はB型大の他の大学よりも一般教育担当者の規模の面では有利な条件であったといえるであろう。

官立医科大を中心母体として創設された金沢、熊本、岡山の各大学は、それぞれ旧制の四高、五高、六高を包括した。これらの大学は、ナンバーズクールの母体として、後発の帝大にも設置されていた法文学部と理学部を開設した。この2学部は自学部の専門教育と全学の一般教育を担当した。医学、法文、理の3学部にくわえて、金沢と熊本は、包括校を基礎に薬、工、教育の3学部を設置して6学部構成となる。岡山大は、上記の3学部と農学と教育の2学部をくわえた5学部構成で発足した。この他ナンバーズクールを包括した大学として鹿児島大がある。ただ、同大学は官立大学を包括していないことが作用したのであろうか、上記の大学と異なり、文理学部を設置することになった。長崎大は、戦後復興期に設置された旧制長崎高を包括したが、むしろ戦前期に創設された師範・青年師範を中心母体として学芸学部を設置した。同学部は全学の一般教育と教員養成教育を行った。その点では旧制高校を包括校に含まない千葉大学の場合と同様であった。千葉大学では、師範等の包括校の教官を統合して学芸学部を設置したが、翌1950年文理学部と改称し、教育学部を設置した。後に明らかになるが、文理学部の場合、学芸学部に比べるとその後の展開に大きな差異があり、将来総合大学として学部構成拡充を図る上ではかなり有利だったと思われる。千葉大の場合、学芸学部改組の最初の事例であるとともに、旧制師範等を基礎に文理学部を設置した唯一の例であろう。初代学長、小池敬事の指導性もさることながら、地元関係者の協力も、それに大きな役割を果たしたのだと思われる。これに比べると、原爆で壊滅した長崎の

場合、学芸学部の改組は、次節で考察するD型大学と同様に、1960年代後半期まで待たねばならなかった。千葉、長崎大の場合、全学の一般教育を担当したのはこの文理学部あるいは学芸学部であった。

4 旧制高校系（C型）大学と旧制師範系（D型）大学の学部構成

C型とD型の区分は、少なくとも新制大学発足期において一般教育と専門教育の双方を担当・実施した学部の前身校による分類に対応している。C型とD型大学には、一般教育と専門教育の有機的関連性を重視する観点から、アメリカの学部教育機関の中核的な位置を占めるリベラル・アーツの学部への指向性を有する文理学部・学芸学部が創設されたのである。その意味では、これらの大学は新制大学の理念に基づき期待された大学であるという見方もできる。ところで、C型大学は各地に設置されていた旧制高校と旧制師範・青年師範や旧制専門学校を母体とした大学である。弘前、山形、茨木、埼玉、富山、信州、静岡、島根、山口、愛媛、高知、佐賀、鹿児島13大学がこれに属する。このC型大学には、例外なしに文理学部が設置された。一方、D型大学は、旧制師範・青年師範と旧制専門学校等を母体として設置された大学である。岩手、秋田、福島、宇都宮、群馬、横浜、福井、山梨、岐阜、三重、滋賀、和歌山、鳥取、徳島、香川、大分、宮崎の17大学がこれに含まれる。D型大学には、これもまた例外なしに学芸学部が設置された。C型とD型大学は、文理学部または学芸学部にくわえて、包括校を母体として、いく種類かの学部を設置し、総合・複合大学として発足したのである。当時のこれらの大学の学部構成は付表から読み取っていただけるであろう。包括した前身校との関連でみると、次のような特徴がある。

1950年時点で、D型大学には農学部を設置した大学が6校あるが、これらは全て、明治・大正期に創立された官立高等農林・高等農業を母体としたものである。これに対して、B型・C型大学では、当時、農学部がそれぞれ、2校及び6校に設置されていたが、それらは昭和戦時期に誕生した各地の県立農専を母体としたものであった。このなかで唯一の例外は、鹿児島大農学部が官立高等農林を母体として設置されたことである。このことから、戦前期における旧制高校や官立大学と官立高等農林等の全国的な設置計画・配置が一例えば大都市及び各地方の城下町から形成された中規模都市には、官立高校・大学を配置して、農林業の盛んな各地方には、代償的な配慮も加味して、官立高等農林等を設置した—新制大学の成立に大きな影響を与えていることがうかがわれる。特に、沖縄の場合、戦後琉球大学が開学したが、沖縄変還後に移管され、国立琉球大学が成立したのは1972年のことであった。琉球大学は、厳密に言えばC型にもD型にも含まれないが、今日までの学部構成の変化をみる限りは、C型大学的である。

II 国立大学の学部構成の変遷

1 大学設置基準の教育研究組織規定の意味

1956年「大学設置基準」が文部省令（第28号）により規定された。これまでは、各大学任意加盟の大学連合体ともいべき大学基準協会が作成した「大学基準」が、大学設置の際に上記の「大学設置基準」に準用されてきたのである。だが、「大学基準」に代えて、拘束力のある「大学設置基準」の制定が大学関係者からもとめられていた。しかも、新制大学の包括校の水準が多様であり、大学院教育まで実施している帝大系大学と学部教育あるいは一般教育だけを実施している旧制高等諸学校を母体とする学部では、教官定員や予算積算基準を制度的に区別して、各学部がその機能に応じて実効性を上げることが

求められていたという。このような大学関係者の要望を背景に「大学設置基準」は制定されたとされている。¹⁴⁾

さて、「大学基準」には教育研究組織の定義が示されていなかったが、「大学設置基準」において、学部・学科等および講座・学科目の目的・性格等が規定された。第2条に、学部は「専攻により教育研究上から組織されるもの」とされ、「学科目または講座の種類及び数、教員数その他が学部として適当な組織をもつことが認められたもの」と規定された。学部の種類等については「大学基準」の規定内容がほとんどそのまま継承された。学部を「専攻による教育研究上組織」とする規定は、前章で考察したように、「その他の学部」として教育学部等の設置が意図されている点を除けば、帝国大学以来新制大学発足期においてそのまま継承され、設置された学部をそのまま規定したものである。端的に言えば、帝国大学の学部の観念をそのまま継承したものだといえよう。

「大学設置基準」に規定された「分合学部」についての当時の大学関係者の見解をみておこう。大学基準協会に深くかかわり、重要な役割を果たした東工大教授佐々木重雄は、全国的に数多く設置された文理学部について次のように述べている。同学部は人文科学、社会科学、自然科学の3系列構成であるが、3系列を包括するものを専門分野とみることはできない。つまり文理学部は専攻によって組織された学部ではない。このような学部の設置を意図して第2条3項「実質及び規模が一学部を構成するに適当な場合において、特別の必要があるときは、前項の学部の全部または一部を分合して、一学部とすることができる」の規定がなされている、と指摘している。¹⁵⁾

前章第1節での考察をふりかえってみれば明らかのように、まさにこの規定は、大正期に制定された「大学令」の規定内容を、戦後「大学基準」に継承し、さらに、それを「大学設置基準」に継承・規定したものだといつてよい。さらに第3条に「学部には、専攻により学科を設ける」、この学科は「それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたもの」と規定されている。続いて、第4条に「学部の種類により学科を設けることが適当でないときは、これに代えて課程を設けることができる」と規定されている。第2条の内容と重ねてよめばわかるように、大学の学部における最も基本的な教育研究組織は「学科目」「講座」であり、それを基礎として学科、または課程を開設することが定められているのである。第5条には、学科目制は「教育上必要な学科目」に対応した教員組織であり、講座制は「教育研究上必要な専攻分野」（以上、傍点は筆者）に応じた教員組織であることが定められている。ここに規定されている講座及び学科目という組織概念も、すでに、前章で触れたように帝国大学とその他の大学・高等教育機関の組織構成の概念をそれぞれに復活させたものに外ならない。新制大学出発期に講座制の問題が論議された。それに代る組織の検討は課題とされたが結局のところ、戦前期の組織原理を復活させることになった。

新制大学において講座制は旧制大学系学部に適用され、つまり講座制でなかった官立大学を母体とした学部の全ては帝大系学部と同様に講座制に昇格したのである。ただ、医学部だけは新旧を問わず全て講座制がしかれた。講座制学部は大学院博士課程を担当し、博士学位の授与権を有している。これ以外の学部・分校・教養部には学科目制がしかれたのである。1960年代産業界の要請もあって、理工系学部をはじめとして、大学院・修士課程が、旧制高等諸学校を前身校とする学部に設置された。それらの学部は講座制と学科目制の、教員組織・予算面で中間的な修士講座制が導入された。高度経済成長期には私立大学では新設学部の中にも大学院博士課程を設置するところが増加した。だが、国立大学の場合、

博士学位の授与権は1970年代前半期迄は旧制大学系学部に独占的に限定されていた。私立大学と異なり、国立大学ではA, B, C, D型の大学及びその他の大学を合せて、当時70大学に予算を「効率的」に配分する、という問題があった。70年代までは旧制大学系学部のみを講座制にすることが「効率的」だという政策的判断であったと考えられる。以下の節で、講座制と学科目制の格差が「分合学部」を専門分化した学部へと改組させるような「誘導装置」として機能することがあったのかどうかについても触れることにしよう。

さて、以下には本論文のメインテーマである、一般教育と専門教育との有機的関連制の視点から、まず専門教育を担当してきた学部の中で一般教育重視に結びつく、リベラルな教育を実施していたとされる法文学部の変遷を中心にとりあげる。その次に、全学の一般教育と当該学部の専門教育を担当した、リベラル・アーツの学部と見られる戦後の文理学部・学芸学部の変遷について論じる。ここでとりあげる法文学部や文理学部等は専門分野からも一般教育に深く関連した学部でもある。最終節では、1970年代以降の新しい講座制、新しいタイプの学部等の創設及び教養部等の変遷について考察することにした。

2 法文学部、法経学部の変遷

(1) 戦前期の法文学部の成立と展開

わが国で法文学部が設置されたのは、大正期である。大学令公布の時期まで実質的に理科系大学であった東北帝大と九州帝大に創設された。周知のように大学令以降、分科大学制は廃止され、学部制となった。『東北大学五十年史』には、法文学部設置の理由を次のように記してある。

東京、京都の二帝大では、1919年、法科と文科の二分科大学が改組され、法、文、経済の3学部が設置された。その背景には、明治後期以降、産業資本の進展に呼応して経済学的重要性が高まっていたことがあげられよう。しかし、東北と九州の二帝大にもこれらの3学部を新規に創設するだけの国家財政にゆとりはなかった。そのため法、文、経済の3学部を1学部に統合した形で設置されることになったという。一方、大正期には、デモクラシー、人文主義が高揚した。それとともに、官僚養成のみを目標とし、実業界の人材養成を軽視していた、従来の法科大学の教育に対する社会的な批判もかなり高まっていたのであろう。東北と九州の法文学部設置に際して、貴族院では次のような付帯決議がなされた。従来の法科大学の教育が法律に偏する嫌いがある、それを改めるため、人文系の学科を広く採り入れた円満な知識人の養成を要望するというものであった。¹⁶

東北帝大と九州帝大の法文学部では、貴族院の付帯決議に盛り込まれた、従来の法学部と異なる教育目標に対応する、新しい教育課程の検討・実施に努力した。東北帝大法文学部では、「学修の自由」を尊重し、学生は法、文、経済の各授業科目を各自が選択履修する。学生は、卒業時に3年間に履修した単位の比率によって、法、文、経のいずれかの学士号を取得することができる、とされた。¹⁷まさに、ドイツの大学の「学修の自由」、あるいはハーバード大学における、エリオット学長時代の「選択制重視のカリキュラム」を実施していたと見ることもできよう。しかし、後年(1933)このカリキュラムは大幅に改訂され、学生は法科、文科、経済科にそれぞれ専攻を決めて入学し、各科の必修科目を中心に履修することになった。ただ、必修科目以外にひろく科目履修は認められていた。『東北大学五十年史』にはこのカリキュラムの改訂を「事実上、法文学部が法、文、経済の3学部に分かれた端緒であった」と、¹⁸歴史的評価をおこなっている。法文学部が3年部に分離・独立するのは、それから、約15年経た大戦後

のことである。「学修の自由」を尊重した、今日の一般教育重視の観点からの専門教育の改革の実施事例としても評価しうる、法文学部のリベラルな教育が崩壊したのはなぜか。それは次のような理由によるものであったとみてよい。¹⁹

第一に、教育の方針は、入学時には専攻学科を特定させずに法学部学生として入学させ、その後、学生にそれぞれ自分の道を選ばせること、とされていた。しかし、学生は、はじめから、特定の専攻を目的として入学するものが多かった。第二に、学生の中には「学修の自由」を濫用して広く浅く科目を履修する傾向、これとは逆に、極端に、一方に偏した科目履修をする傾向が生じた。最後に、同学部の初期の教育方針は「まだ時勢にあわぬところがあったといわねばならない。自由の人材養成は日本において時期尚早だったのかも知れない」と、『東北大学五十年史』には記されている。

ここに紹介した法文学部の教育の「挫折のプロセス」は、明治期における京都帝大法科大学のリベラルな教育の「挫折の歴史」²⁰を想起させる。だが、1933年以降においても、東北帝大法文学部が必修科目以外に一定程度の他分野の科目を履修させるなどして、他の帝大法文学部教育と比べて視野の広い人材養成を配慮していたことは指摘できる。専門分化した三つの学部に分離独立する“内的な動き”がありつつも、特色ある法文学部を第2次戦後まで解体させずに、維持させることができた秘密はおそらく、貴族院の付帯決議の重みが作用していたからではないであろうか。戦後には貴族院の付帯決議も効力を失った。東北と九州の法文学部は新制大学発足時に改組され、東京、京都の二帝大と同様に念願の法、文、経済の3学部を設置したのである。

(2) 戦後の法文学部、法経学部の成立と変遷

戦後に至ると、前章で述べたように、人文・社会系学部を未設置の北海道、大阪の二帝大に法文学部が創設された。同学部は、いずれも1949-50年にかけて、文と法経の2学部に分離・独立した。さらに、両大学の法経学部は1953年に改組され、法、経済の2学部を設置した。名古屋の場合は、当初、文学と法経の2学部が創設され、後者は1950年に、法と経済の2学部に分離・独立した。新制大学発足期は大学急増期である。しかもインフレの激しい時代である。帝大系大学の場合も戦前期と異なり、学部増設もかなり「安上がり」のものであったと思われるが、それが社会的に許された時代であった。

このように戦後の法文学部は、学内外の政策担当者の意図がどこにあったのかはつまびらかではないが、大正期のそれ以上に「暫定措置的学部」、あるいは専門分化した複数学部設置までの「移行措置的学部」と評価されてよい学部であった。とはいうものの、後に明らかになるが、どのような「氏素性」の学部でも法文学部という名称を用いることが認められていたわけではない。

当時、後発の帝大に伍して法文学部を創設したのが、B型大学のうちナンバースクールを包括した金沢、熊本、岡山の三大学であることは、すでに触れた通りである。岡山と熊本の場合、同学部には、法、哲、史、文の4学科が開設されていた。金沢大法文学部は当初、文、法の2学科であった。これらの学部に学科増設がなされたのは、ベビーブームによる学生急増が始まる1960年代の半ばのことである。金沢と岡山にはそれぞれ経済学科が設置された。しかし熊本の学科構成には変化はなかった。これで、金沢と岡山は少なくとも学科構成では文、法、経済の3分野の学科整備を実現できた。同学部の改組がなされたのは1979-80年のことであった。1960年代の理工系増設ブームが過ぎて、70年代に入り高等教育拡充計画の成立等による「お墨付」ができるまでには、約15年の歳月が必要であったということであろう。金沢と岡山には文、法、経済の3学部が創設された。熊本には、文と法の2学部が開設された。岡

山は10学部構成。金沢は8学部構成。いずれも学部の種類と数では帝大クラスになった。ただ、熊本には、今日においても経済学部のみならず経済学科も設置されていない。この三大学は文学および法学の2研究科が、1961-2年に開設され、修士講座になった。C型大の文理学部の人文系が修士講座制に昇格するのは、それから10年以上後のことである。法文学部は文理学部よりも教育研究条件では有利であったことがわかる。「分合学部」のなかにもランクがあったのである。

このほか、B型大学の中では、旧制新潟高校を母体として発足した新潟大人文学部が1977年、法文学部に改称した事例がある。ただ同学部は、3年後の1980年に人文、法、経済の3学部を分離・設置し、9学部構成となった。C型大学の中にも法文学部を設置している大学がある。第一は、旧制七高を包括した鹿児島大である。ここには、他のナンバーズクール包括大学と異なり文理学部が設置されたことは先に述べたが、同学部はやはりベビーブーム期の1965年に改組された。その時期、法文学部が、理学部、教養部とともに創設され、今日に至っている。鹿児島と似たプロセスを経過したのは、旧制松山高を包括した愛媛大である。同大学文理学部も、1960年代の学生急増期に改組され、法文学部、理学部、教養部を設置した。そして現在に至っている。現在、双方の学部は整備され、人文系、法、経済の3学科が設置されている。以上の三大学は1975-81年にかけて法学系は修士講座に昇格した。鹿児島、愛媛に続いて、法文学部を設置したのは旧制松江高を包括した島根大である。同大学は、次の節で論じるように、1960年に文理学部を解体しなかった少数派である。しかし1983年同学部は文、法の2学科を母体として法文学部を創設し、現在に至っている。島根の法学科は、まだ修士講座ではないが、他の文理学部を改組してとき法文学部を設置しなかった大学には、いまのところ、法学研究科は設置されていない。

ここで、法経学部について述べておこう。法経学部という名称の学部が国立大学に設置されたのは上で述べたように新制大学発足期の後発三帝大の場合であった。この他B型大の千葉大に文理学部改組のプロセスで登場した。現在この1学部だけが健在である。

3 文理学部、学芸学部の変遷

(1) 文理学部・学芸学部の目的・性格と大学関係者の評価

新制大学発足の前年あたりの時期には、大学基準協会は勿論のこと行政当局においても、文理学部・学芸学部についてのイメージや設置方針はまだ固まっていたとはなかった。いや、暗中模索といった状況であったというべきかも知れない。例えば、東京帝大には教養学部でなく学芸学部設置の検討を求めたことが記録されている。²¹⁾また、後に文理学部を設置した静岡大の場合、新制大学設立準備の過程で、学芸学部の設置について、行政当局から指導助言をうけたとされている。²²⁾この時点での学芸学部というのは、後に現実に設置された、文理学部と教育学部の2つの機能をもつ学部であった。この行政当局の学芸学部構想とCIEが期待した「文理学部と教育学部を別置」という場合の文理学部の概念とは同じではない。このように、新制大学発足の前年の時点では、文理学部・学芸学部の概念や設置方針は明確にされていなかった。しかし、特に重要なことはCIE及び行政当局が、新制大学発足期に学芸学部あるいは文理学部設置の要望を通して、大学・高等諸機関の関係者に強く求めていたのは、後述のようにアメリカ的ナリベラル・アーツ・カレッジまたはカレッジ・オブ・アーツ・アンド・サイエンスを創設することであった。だが新制大学発足までに、途中のプロセスはつまびらかではないが、文理学部は旧制高校を基礎として設置される学部、また学芸学部は旧制高校を包括しない大学に、旧制師範・青年師範を基礎として設置するという方針が決定したのだと考えられる。このような経緯をへて前章で論じ

たように、旧制高校を母体としたC型大学には文理学部が創設された。他方、学芸学部が設置されたのは、旧制高校を包括していない、D型大学においてであった。ところで、文理学部・学芸学部とは、いかなる目的・性格の学部であるかについて見ておこう。

1950年、文理学部長等の会議において文部省から「文理学部基準（案）」として提出され、会議で承認され、翌年各大学に通達された「文理学部運営要領」は、文理学部の目的を次のように規定している。①全学の一般教育を担当する。②それ自身の専門課程をもつ学部。③教育学部と協力して教育職員の養成を行う。さらに同学部の育成する人材像を「社会生活の各分野において将来性にとむ精神ある文化人として民主社会の有能な市民」像として提示した。特に、専門課程の学部としての目的については「人文科学、社会科学、自然科学の各分野にわたる総合的な教育研究に重きをおき、広い基盤に立つ専門教育を与えることを目的」とされたのである。²³一方、「学芸学部基準」は、大学基準協会が作成、1953年に決定されている。それには、学芸学部の目的は「人文科学、社会科学、自然科学の各分野にわたる総合的教授研究に重きをおき、一定の領域において統一された高い教養を与えること」である。以上の説明から明かのように、文理学部と学芸学部の目的はほとんど同一である。端的にいえばリベラル・アーツ・カレッジまたはカレッジ・オブ・アーツ・アンド・サイエンスを指向する学部だといってよい。

ここで、当時、大学基準協会の首脳陣は、文理学部をどのように解していたのかについてみておこう。先に紹介した同協会の重鎮、佐々木重雄が、文理学部は、大学設置基準の学部の規定「専攻により教育研究上から組織されたもの」に基づくものでなく、いわゆる「分合学部」だと論じたことについては述べた。彼の論文からは、「専攻によらない」「分合学部」としての文理学部が、当時の大学関係者には、学部の規定からみて「筋がとおらない」あるいは「異様に感じられる」と受け取られていたことが読み取れる。また彼は次のように述べている。しかし、そのような学部が設置されたのは、①大学教育の普及の原則から職業的教育機関も一般教育を実施することにより大学として認可されたこと。②さらに、「一府県一大学」の原則により新制大学を発足させるには、府県内の旧制高等諸学校をできるだけ吸収する方針がとられたこと。そのため、旧制大学学部に比べて、学部の内容に幅をもたせることが必要となった、というのである。²⁴佐々木の見解からは、文理学部が新制大学の理念を体現した学部であるという理解は見られない。彼の新制総合大学の学部構成像は、文、法経、理の3学部を中核として、これに工、農等の職能的学部を配置するというものであった。教養部に関しては、一般教育と専門教育との有機的関係を図ることが困難であると批判している。教養部を廃止し、それに代えて一般教育は上記の3学部から視野の広い学識のある教授を一般教育担当者として選出し、彼等で構成される一般教育連絡研究機関を設置して、同機関の長には大幅な権限を与え、この機関が一般教育を担当する、という構想である。²⁵佐々木の大学像からすれば、文理学部は、新制大学の、過渡期の学部であり、将来上記の3学部に分離・独立することが望ましいとして見ていたことが分かる。確かに、国立新制大学発足の翌年に実施された「国立新制大学現状調査」によれば、文理学部の中で、同学部を改組して「文学、法学、理学」あるいは「法文と理学部」を設置したいと文部省に報告した大学は少なくない。また学芸学部の中にも文学部と理学部あるいは文理学部と教育学部に分離・独立したいという将来計画をもつ大学がいくつかあった。

上に紹介した、文理学部についての理解は佐々木が工学分野の研究者であるという、特殊事情によるものではなかった。ここで、文理学部についての教育学者の評価を紹介しておくことも意味があるで

あろう。今日、名著として高い評価がなされ、戦後日本の大学研究のバイブルともいふべき、海後宗臣・寺崎昌男共著『大学教育』(102-3頁)において、前述の「国立大学編成の原則」を通して CIE が文部省に提示した大学像を次のように評価している。「この勧告の示す大学像は、哲学・文学・あるいは理学を中心とした総合大学ではなく、むしろ職業専門分野に即応した応用的学部と、文理学部を併列させた、文字どおりの〈複合大学〉であった」と記している。リベラル・アーツの学部を文理学部と訳した上記の「原則」にも原因の一端はある。文理学部といえば、わが国の戦前期以来の伝統をもつ文理科大学が想定される。さらにヨーロッパ的の大学観の作用により、このように偏った評価がなされることになったのであろう。だがアメリカの総合大学における学部・大学院構成等についての認識が深まっている今日においては、上記の評価は修正される必要があることに、多くの研究者も同意されるであろう。当時、アメリカの大学像を、大学関係者が仮に正確に理解していたとしたら、後述のような文理学部の変遷のあり方にどのような差異が生じたのか、それとも生じなかったのか興味をもたれるところである。

いずれにせよ、問題となるのは、われわれ大学関係者は、これまで大学を学問研究の対象として正当に位置づけ、大学に関する認識を深める組織的努力が、きわめて不十分ではなかったのか、ということである。そうであるとすれば、われわれ国立大学関係者は今後如何なる対応をなすべきかが、問われているということになる。

(2) 文理学部・学芸学部の変遷過程

本節では、その後の文理学部・学芸学部の変遷を考察することにする。上述のように文理学部や学芸学部は、①全学の一般教育担当。②自学部の専門教育の実施。③教員養成教育担当・分担。という三つの教育機能を果さなければならなかった。しかも、同じ旧制高校関係者でも当初から理学部を発足させた大学では、旧制工業専門学校を母体として発足した工学部の場合と同様に、専門教育のみに専念できる。そのうえ、これら新設の理工系学部は、1960年代半ばには大学院(修士課程)を設置し、教育研究条件がかなり改善されたのに対して、文理学部や学芸学部は、学科目制として位置づけられ、一般教育のみを担当していた教養部教授団とともに、その教育研究条件は最も劣悪な状態におかれていたのである。

ところで、1960年代は経済界からの理工系学部拡充要求が高まり、つづいて60年代後半期はベビーブームによる学生急増期が重なった。それに対応すべく大学・学部等の拡大が必要とされた。このような状況下において、1963年、中教審は「大学教育の改善について」の答申を提出した。そこにおいて「文理学部の改組」と「教養課程の整備」が強調された。これを受けて同年「国立学校設置法」が改正され、教養部が制度化したのである。文理学部は、この時期、14校あったが、大部分の文理学部は理科系学部と人文・社会系学部さらには教養部を分離・設置した。この時期、文理学部の名称を変更しなかった大学は、富山、島根、高知、山口の4校だけである。これらの学部も1977-8年にそれぞれ理学部の他に、法文学部(島根)または人文学部(他の3校)を分離・設置した。だが、島根、高知の2校は今日においても教養部を設置していない。

ここで、文理学部が修士講座制に昇格した時期を見ておこう。理学系では、60年代後半に理学部を分離・独立させた大学は70年代後半期に昇格。また、70年代の再改組期に理学部を設置したところは約10年後の80年代半ば修士講座となった。現在は全て大学院を開設している。一方、人文系の修士講座への昇格時期はつぎの通りである。50年代半ばに文学部を設置した神戸は68年。金沢等の3法文学部は71-2

年。60年代に教養学部を設置した埼玉が77年、同時期に人文学部を分離・設置した信州82年。新潟、富山、千葉、山口、鹿児島が85-6年である。まだ現在、大学院設置申請中等のところが多と思われる。上にみられるように「分合学部」よりも専門分化した学部の方が修士講座制昇格の時期が早いことは確かであろう。「分合学部」のなかでも法文学部の方が文理学部よりも昇格までの距離が短い。講座制と学科目制の格差の解消、換言すれば、教育研究条件の改善への近道は「分合学部」からできるだけ早い時期に専門分化した学部に分離・独立するということになる。条件の格差が「分合学部」解体の「誘導装置」の機能を果たしたことは否定できない、といえるであろう。

一方、上記の中教審の動向と呼応して、教育職員養成審議会は、1972年に「教員養成制度の改善について」、引き続き、1975年「教員養成のための教育課程の基準について」等の答申を提出した。これを受けて1976-7年にかけて、学芸大学・学芸学部は教育大学・教育学部と改称されることになった。当時、本論文で対象としている各府県の代表的な総合・複合大学のうち、学芸学部は17大学に設置されていたが、この学部名称変更期に教養部を創設した大学は7校（岩手、宇都宮、群馬、岐阜、鳥取、徳島、長崎）にすぎない。旧制高校を母体としたC型大学の文理学部と比べると、D型大学の旧制師範等を基盤として発足した学芸学部の方が、教養部の設置比率はきわめて低い。教養部設置の是非は別だが、教養部を設置した大学の場合、一般にそうでない大学・学部よりも教官数等の点でも有利である。

以上に見られる文理学部と一部の学芸学部が理科系学部と人文社会系学部に分離・設置され、さらに教養部を独立させた場合、確かに教育研究条件の改善にはかなり寄与したであろう。今でも、当該学部・部の教授たちからはそのような回顧的評価を聞く。だが、この文理学部・学芸学部の改組の政策は、リベラル・アーツ・カレッジ解体路線であったことは否定しがたい。リベラル・アーツ・カレッジ的な学部は「分合学部」・「複合的性格の学部」に見切をつけ、専門分化して「専攻による学部」へとベクトルの方向を設定することによってしか教育研究条件の改善がなされない。そのような高等教育政策は余りにもゆとりのない政策である。しかし、重大なことは、そのような政策が、基本的には新制大学出発期に、われわれ大学関係者の創り上げた「大学基準」に盛り込まれた旧制大学観に支えられていたことである。ある時期の産業界の専門教育重視の動向については、多くの批判がなされているが、それはわれわれ大学関係者の内なる旧制大学観を促進しただけではなかったのかとさえ思えるのである。

付表にはC型大学及びD型大学の学部構成の変遷を、A型及びB型大学の学部構成の変遷と比較対照しうるように示している。教育学部はCIEの提言が尊重されて、全ての大学に設置されている。一般教育と関連の深い学部についていえば、佐々木重雄の指摘した、文、法、経、理学の分野がそれにあたる。A及びB型大学では現在この全ての分野の学部を設置している。しかしC型及びD型大学の場合は学部構成に偏りがみられる。人文系（法文を含む）を設置していない大学がC型では2校、D型では15校もある。法学系を未設置の大学は、C型が5校、D型が16校である。経済系学部未設置大学はC型が8校、D型は10校。理学系学部未設置大学はC型にはないが、D型大学17校全てが未設置である。一般に教員養成学部は多くの分野を包摂していて小規模の総合大学であるという見方がなされる。しかし、初等・中等教員の養成を目的とした教育学部が、上に述べた未設置の全ての分野をカバーしているとは考えにくい。特に、D型大学設置県の青年たちの高等教育機会の保障という点から問題がある。今後、D型大学の学部構成の偏りについて、改善されることが必要だと思われる。

4 1970年代以降の教育研究組織の改革動向

(1) 大講座制の登場および新しいタイプの学部の創設

1968-9年に全国の大学をおおった大学紛争において、新制大学発足期と同様に、講座制への批判が高まった。各大学・学部・学科レベルにおける講座制の運営の在り方が批判の対象となったのである。講座制は「講座の閉鎖性」の問題だけでなく、学際的・境界領域的研究を必要とする分野では不都合な点が指摘されていた。そのような背景の中で登場したのが大講座制（大学科目制）である。端的に言えば、従来の複数の講座（学科目）を統合したのが、いわゆる大講座（大学科目）である。この教育研究組織は、上述の広領域的研究には弾力的に対応しやすいというメリットがあると見られている。その反面、学問研究の継承性や伝統的、基礎的な分野の研究にネガティブな影響を与える可能性、あるいは特定の領域に教員が偏ることへの危惧等があることも指摘されている。²⁶

この大講座制は、その後、次のような大学・学部にも広く導入されている。1970年代以降、これまでせいぜい修士講座制の位置づけまでしか与えられていなかった、戦後大学に昇格した学部の大学院・博士課程設置の要求は、全国的な広がりをもつことになる。このような動向の中で、多くの大学に、この新しいタイプの「大講座制」に基礎を置く博士課程が開設されることになった。それと連動して、これらの学部では、学生の学習重視の観点から学科再編成を実施しているところが多い。このような動向は工学部を中心に、農学を始め、人文・社会系学部にも拡大しつつある。人文・社会系分野では、帝大系大学の中でも、例えば東京大経済学部や北海道大法学部も、1980年代にいたり大講座制に改組している。その時期、これらの帝大系大学の学部も学科制を改め、課程制等の採択に踏切っている。その意味では大講座制導入の学部内部の学科編成に与える影響は決して小さいものではないが、この点については別の機会に論じたい。ただ、次の点は指摘しておく必要がある。それは大講座制がこのように多くの大学に拡大しつつある背景には、大学・学部関係者の教育研究条件改善への要求があることは当然のこととして、それに応じて行政関係者が従来の「閉鎖的・固定的な」教育研究組織改善のための行政的工夫を行っていることである。それだけでなく、財政当局の経済合理性の観点からしても、大講座制は従来の講座制よりも合理的・効率的な組織的制度だと見られている可能性がある、とみてよい。

次に、大学紛争期以降における広い視野をもつ専門教育の実施を指向した新しいタイプの学部の創設動向について述べておこう。そのような学部の端緒というべきものは大阪大の人間科学部（1972）である。他の帝大系のA型大学が教育学の組織的制度化を行ったのに対して大阪大は人間科学の教育研究組織を設置するという異なる対応をしたのである。人間科学科1学科のこの学部は大学設置審議会での審議が難航し創設までに4年を要したという。²⁷その翌年東京教育大が廃止となり、筑波大学が設置された。この大学は学部制がとられず、学群・学類制が採択された。カリフォルニア大サンディエゴ校のクラスター・カレッジがモデルとされている。第1-3学群は、それぞれ基礎学術系、文化・生物系、経営・工学系のカレッジである。専門学群として、体育、芸術及び医学の3つのプロフェッショナル・スクールが創設された。²⁸筑波大の場合、創設の経緯及び新大学の管理運営の方法が他の国立大学と基本的に異なること等の要因もあって、他の大学関係者の積極的な評価は得られていないように思われる。しかし、学部教育の教育研究組織論の観点からは、今後さらに注目されてよい。筑波大につづいて、1974年、広島大の教養部が改組され、総合科学部が設置された。総合科学科1学科で、地域文化、社会文化、情報行動科学及び環境科学の4コースが開設された。この学部には、前述のように、わが国最初の「大講座

制」が採択された。この学部のアイディアは、これもリベラル・アーツ・カレッジに求めたものとされている。²⁹⁾これが教養部改革の第1号である。第2号は岩手大である。ここでは人文社会科学部が設置された。「大講座制」でなく、「大学科目制」がしかれた。おそらくその点では最初であろう。ところで、既存の複数学部を統合の上、再編成するようなプランは、大学紛争期に各大学で構想されたが、筑波を除いて、そのような改革実施事例は、今のところ見られない。

(2) 一般教育担当部局の現状と改革動向

1986年現在、複数の学部を有する国立大学は、総数54大学ある。そのうち教養部を置く大学が丁度30校。教養部をおかない大学が24校である。そのうち、全学で一般教育を担当・実施しているのは、北海道、福島、筑波、東京農工、東京芸術、東京工業、お茶の水、一ツ橋、横浜国立、富山医科、滋賀、京都工芸繊維、奈良女子、和歌山、大分の15校。特定学部で実施する大学は、東京（教養学部）、秋田、福井、山梨、三重、香川、宮崎（以上6校は教育学部）、島根（法文、教育、理の3学部）、高知（人文、理の2学部）、広島（総合科学部）、岩手（人文社会学部）の11校である。

かつて、佐々木重雄は、一般教育を実施する方式として、文、法経、理学等の専門学部などの協力のもと、一般教育の責任体制を明確にした組織を設置することを将来の方向として推奨した。そのような制度の一つとして、1977年、全学ないし複数の学部で一般教育を実施している大学に対して、一般教育主事の制度が設けられた。秋田、福島、東京農工、島根、香川、高知、大分の7校がそれである。

教養部を改組し、総合科学部（1974）を設置した広島の場合、大講座制となった。人文社会学部（1977）を創設した岩手の場合、大学科目制がしかれた。この2学部は東京の教養学部と同様に、全学の一般教育と同時に視野の広い学生を育成するため、学際的なカリキュラムを構想し、実施している。特に広島は東京とともにこれらの学部教授団は、現在のところ全教育ではないが、1980年から大学院博士課程を担当することになった。新制大学発足以降、約35年目にしてやっと努力が実り、専門学部と教育研究条件がほぼ同一水準に達した。また一般教育等のうち、外国語、体育等に関してはそれぞれセンターを置く大学がA型の帝大系大学、筑波及び技術科学大学等中心にそれぞれ8校と7校に登場した。このように一般教育の教育研究組織の改革もゆっくりとしたスペースではあるが進展しつつある。しかし、今日においても、先に紹介した佐々木重雄がかって提案した「一般教育連絡研究機関」を設置し、全学的な一般教育と各学部の専門教育との有機的関連性を検討・実施するための組織を制度化している大学はきわめて乏しいといってよい。

結論および若干の提案

以上の考察から、新制大学発足期に制定された「大学基準」および「大学設置基準」の根幹をなす学部構成観は、戦前期から加速されてきた専門分化を第一義とする大学観に基づくものであったとみてよい。そのため、新制大学の理念に呼応して創設された文理学部や学芸学部でさえも「分合学部」や「総合的性格の学部」とみなされた。それらは「暫定措置の学部」であり、いづれ解体される学部として、当初からその運命は決められていたのも同然であった。リベラル・アーツ・カレッジとしてCIE関係者が唱導した、上記の学部は、1960年代を中心に、ことごとく専門分化し、予期されていた運命をたどったとみることができる。その際、講座制と学科制の格差はこれらの学部の運命を早める効果をもっていたといってよい。したがって、新制大学発足期から60年代にかけて、A、B、C型大学は、そのラ

ソクの順番にしたがって、東京、京都の二帝大学の学部構成と、ほとんど同じ形態を実現した。ただ、D型大学には、今日においても、学部構成に偏りが認められる大学が多い。旧制大学の学部構成と対比したとき、新制大学の特徴の一つは、本論の対象大学の全てに教育学部が設置されたということである。

さて、総合的性格等の学部が登場するのは、大学紛争期つまり専門分化批判の時代以後のことである。問題提起の時代の洗礼をうけ、1970年代に至ってようやく人間科学、総合科学等の境界領域的、学際的性格の学部が創設され、脚光を浴び始めた。旧制度的大学像への批判が制度化されはじめたのだ、といえるであろう。しかし、理念的に専門教育と同格に位置づけられ、新制大学の「光源」として唱導された一般教育は、今日においても、多くの大学では「学部」としての位置さえも認められていない。このことは「専攻による教育研究組織」としての学部観に基づく「大学設置基準」では、文理学部を解体することは可能だが、人文・社会・自然の3系列で構成される一般教育を担当する部局を学部昇格することは、論理矛盾ということだった、ということであろう。そのため、時代の推移とともに、教育研究組織論の観点からみれば、一般教育と専門教育の乖離は進行した。それに代る方策として、先述の佐々木重雄の提案—教養部を廃止して、各学部から選ばれた教授たちによって構成される全学的な「一般教育連絡研究機関」の設置が、実現されてよいが、そのような動向もほとんどみられない。しかし、70年代には、上述のような教養部等改革の動向が見えはじめたのである。だが、教養部を改組し学際的学部等を設置する動向が、リベラル・アーツの学部を消極的にしか評価しない学界、社会に対してインパクトを与える程度にまで、今後も進展するのかどうかについては、必ずしも楽観は許されないと思われる。

さて、上述の結論をふまえて、国立大学の学部構成の改革に関する若干の提案をしておきたい。今後の学部教育においては、一般教育を重視するだけでなく、一般教育と専門教育の有機的関連性について、学生の人的発達の筋道を深く配慮した教育がなされる必要があると考える。その点では臨教審答申の見解を評価しているが、それについてはすでに公表した論文を参照していただきたい。³⁰ここでは、今述べた観点から、わが国の大学の発展に資するよういくつかの提案を試みることにする。

第一は、各大学に設置されている教養部及び一般教育部の改革に関する提案である。1970年代後半期以降総合科学部等の創設、あるいは言語センター等設置の動向が見られるが、その方向は今後も積極的に推進されてよいと考える。しかしそれだけでは一般教育等の改革が実施されるとは考えがたい。したがって、今後日本の大学教育の根本的な建直しを長期的視野で行うという必要性から、教養部の一部を母体にして大学・学部教育研究センターを設置することを提案したい。この教育研究センターでは一般教育の研究を中心に、一般教育と各分野の専門教育の関連性等に関する理論的及び実践的研究を各学部の教授たちとの共同研究方式で行う。教養部の一般教育の実施に際して、さらには各学部の専門教育については教育研究センターの研究成果を生かす。つまり大学教育の研究と実地の教育との相互作用を促進する組織の制度化が必要である。今、教養部等の改組の一環として大学・学部教育研究センター創設の提案をする最大の理由は、単に教養部等の教育研究条件の改善というレベルだけで対応することへの限界性が予感されるからである。端的にいえば、教育の質的向上にとって教育研究条件の改善は不可欠であるが、さらに重要なことは教育それ自身を学問の対象とし、その成果を教育に還元するということである。帝国大学以来、教育の研究は大学においては軽視されてきた。しかし、戦後各大学に教育学部が設置され、残された課題があるとはいえ、今日の初等・中等教育の水準等の向上に、同学部が貢献してきたところは大きい。しかし、わが国の大学教育に関する世界各国の評価は残念ながらかなり低い。他

方、欧米各国のみならずアジア諸国においても、今日、数多くの大学教育の研究機関が設置され、活動している。現在、中国だけでも約300の高等教育研究機関が設置されており、大学教育の改革・改善に寄与しているという。ところが、日本の場合、大学レベル、あるいは学部レベルで、学部教育を研究対象とする組織を制度化しているところは極めて乏しい。ただ昨年、筑波大にこの種の機関が設置され、僅かに2機関になったばかりである。したがって本提案は、帝国大学以来、教育を研究の対象として包摂しなかった、旧制度的大学観を変革していく、組織・制度論的な改革提案の一つでもある。

第二は、D型大学などを中心に見られる学部構成の偏りの改善に関する提案である。D型大学の場合、比較的学部数が多いところでも、教育学部の他、経済、工学、農、医学部を設置している程度である。いわば文、理などの古典的リベラル・アーツ系の分野が欠如している。今後、初等・中等教員の養成の際、国際化、情報化社会に対応しうる教育を担当できる教員が求められるであろう。それとともに、教育学部は、教員養成以外の機能をもつことが期待されることになる。このような社会変化の動向に対応すべく、教育学部の改組が課題とされる日も遠くない。D型大学の場合、大学により学部構成に違いはあるが、教育学部の改組検討期には、その大学のおかれている地域社会の、あるいはその地方の青年たちの教育機会の種類の多様化等を考慮した、総合的な性格の学部が構想され、設置される方向での高等教育政策の実施を提案したい。その際、「大学の自由」「学問の自由」の尊重が原則とされなければならないことは、いうまでもない。そうすることが長期的には大学の発展のみならず、大学における教育研究が国民の生活等及び社会の成熟化に貢献すると考えられるからである。

第三は、専門分化した学部構成の改革に関する提案である。現在「大講座制」の導入により、一部の学部においては学科の再編成が進展しつつある。学生の「学修の自由」「教育をうける権利の保障」を尊重した観点からの学科再編成は、今後さらに発展されるよう政策的に支援されねばならない。さらに将来的には学部構成の改革も視野に入れておく必要がある。1968年の大学紛争を契機になされた大学改革論議をへて提出された各大学の改革構想の中にも、かかる観点からの学部構成改革プランは多い。だがそれらは、学内事情や高等教育政策の関連性等により、その多くは実現にいたらなかった。今日わが国は、国際社会に対して、新しい価値の創造を通して貢献することが求められている。国民からは量的拡大よりも生活の質及び精神的価値を重視すること、いわば、自由な、文化的な成熟社会の実現が求められているのである。ところが今日まで工学部等の学部規模の肥大化に象徴されるように、短期的視野に立つ「経済的効率性」が最も重視された。今後の大学の学部構成のあり方は、社会の成熟化の動向に対応すべく根本的に再検討される必要がある。例えば工学系分野を拡大する場合には、端的にいえば、工学部（スクール）を設置するという発想を転換する必要がある。例えば、アメリカのカリフォルニア工科大学³¹⁾のように比較的小規模で、かつヒューマニティーズを重視した理工系カレッジを設置する方式が望ましい。このカレッジは最低限度の一般教育と専門教育は自給自足できる。しかし学生の「学修の自由」尊重の観点からカリキュラムの多様化が必要となる。その場合に、他のカレッジと提携して単位互換などによりカリキュラムの多様化を実現できるよう配慮する。いうまでもなく、このカレッジはリベラルな理工系学生だけを育成するのではなく、科学技術に強い人文系および社会科学系の学生も小規模ながら養成する。時代や社会の変化に挑戦できる人材養成を行うのである。この他医学系、農学系あるいは行動科学や経済学を中心とした種々の現代的カレッジが、古典的なリベラル・アーツ・カレッジ等とともに一つの総合大学の学部教育の教育研究組織として改革構想されてよい。今述べた種々のタイ

プのカレッジのうち、一部のカレッジを母体とした新しい大学も考えられる。また現在私立大学を中心に学部増設がなされつつあるが、従来の専門学部（スクール）に代えて、この種のカレッジを設置することが、上の議論からも期待されることはいうまでもない。このような学生の「学修の自由」を尊重したカレッジを設置することは、従来の専門学部（スクール）を設置するよりも大きな財源を必要とするであろう。また政策的に他の多くの配慮をしなければ、この種のカレッジは戦前期の「東北帝大法文学部」と同じ運命をたどる可能性がある。しかし、日本社会の変化動向を考えると、既存の大学の中にも、新しい改革構想を策定する意欲的な大学が登場することが期待される。このような大学に対しては、“豊かな”日本社会にふさわしく、物・心両面から支援がなされるような高等教育政策が確立され、実施されねばならないであろう。

〈付表〉

国立の類型大学別設置学部種類の変遷

大学分類	年度	学 部 の 種 類																		合計	大学数
		文	教育	法	経済	理	工	農	医	獣医	歯	薬	家政	法文	法経	理工	文理	学芸	教養		
A型大学	1950	7	6	5	5	7	7	7	7		1				2				1	55	7校
	1960	7	6	7	7	7	7	7	7	1	1	3							1	61	
	1970	7	6	7	7	7	8	7	7	1	4	5							1	67	
	1980	7	7	7	7	7	8	7	7	1	4	6							1	69	
	1986	7	7	7	7	7	8	7	7	1	4	6							1	69	
B型大学	1950	2	7	1	3	5	6	5	6			4		3	1		2	1		46	8校
	1960	3	7	1	3	6	7	5	7			4		3	1		1	1		49	
	1970	4	8	1	3	7	8	6	8		2	4		3	1					55	
	1980	7	9	6	7	7	8	6	9		4	5							1	69	
	1986	7	9	6	7	7	8	6	9		4	5			1				1	70	
C型大学	1950		13		1		8	7	2			1					13			45	13校
	1960		13		2		9	11	3			1					13			52	
	1970	5	13		4	7	9	12	4			1		2		2	4		1	64	
	1980	8	13		5	11	10	12	6		1			3		1			1	61	
	1986	8	13		5	12	10	12	6		1			3		1			1	72	
D型大学	1950				6		8	6	3			1						17		41	17校
	1960				6		9	7	3			1						17		43	
	1970		17		7		12	7	5			1								49	
	1980	1	17		7		12	8	6		1	1								53	
	1986	2	16	1	7		13	8	6		1	1								55	

出典：文部省大学（学術）局編『全国大学一覽』（各年度版）より作成。

[注] A型は帝大系、B型は官立系、C型は旧制高校系、D型は旧制師範系（一般教育担当）大学を指す。

- (1) 人文学部、人文社会科学部、文教学部は文学部に含める。
- (2) 学校教育学部、人間科学部は教育学部に含める。
- (3) 経営学部は経済学部を含める。
- (4) 政経学部は法経学部を含める。
- (5) 鉱山学部、基礎工学部、繊維学部は工学部を含める。
- (6) 水産学部、生物生産学部、園芸学部は農学部を含める。
- (7) 看護学部は医学部を含める。
- (8) 総合科学部は教養学部を含める。教養部は本表に含めていない。

参考文献および注

本論文では理工系学部の変遷についてはほとんど触れなかった。それについては、拙稿「日本における理工系大学制度の展開—1950～80年—学部・学科構成の変遷に関して」（『大学論集』第10集，1980年，所収）を参照していただきたい。

本論文においては、各大学の学部および講座等の教育研究組織に関する文献資料として、旧制度のものについては、『日本帝国文部省年報（各年度版）』および文部省調査普及局『大学関係法令の沿革』（上），（中の1），（中の2），（下）』。新制大学については、文部省大学局編『全国大学一覧』（各年度版），『大学資料』（季刊）および「国立大学の学科および課程並びに講座及び学科日に関する省令」（毎年一部改正分）等を参照した。繁雑になるので一々注記するのを省略した。

- 1) 千家達郎「大学は民主化されているか」，寺崎昌男編『戦後の大学論』評論社，1970年， pp.20-28。
- 2) 『日本医事新報』1947年，第1221号。
- 3) 中川米造「敗戦と占領下の医学」，日本科学史学会編『日本科学技術史大系』第25巻，第一法規，1970年， p. 342。
- 4) 海後宗臣・寺崎昌男『大学教育』東京大学出版会，1969年， pp.148-9， pp.580-1。
- 5) 『大学基準協会10年史』1957年，第2-4章 参照。
- 6) 海後宗臣・寺崎昌男『同前書』 pp.100-1。
- 7) 『同前書』， pp.102-3。
- 8) 『東北大学五十年史』上巻，1960年， pp.1309-10，『京都大学七十年史』1963年， p.305。
- 9) 『広島大学二十五年史一部局史』1977年， p. 96。
- 10) 「国立大学の講座に関する省令（文部省令第23号）」『官報』昭和29年。
- 11) 例えば，前掲『京都大学七十年史』 pp.335-5，参照。
- 12) 前掲『広島大学二十五年史一部局史』 pp.98-9。
- 13) 『千葉大学三十年史』1980年， pp.145-9。
- 14) 天城 勲「新制大学の変遷と展望—行政の立場から」『大学研究ノート』第63号，1985年， pp.1-11。
- 15) 佐々木重雄「学部・学科構成および教員組織」 pp.84-5，蛭山政道『大学制度の再検討』民主教育協会，1962年。
- 16) 前掲『東北大学五十年史』上巻， pp.108-9， pp.1006-12，下巻，1960年， pp.1026-33。
- 17) 『同前書』上巻， p.1012，下巻， pp.1033-5。
- 18) 『同前書』上巻， pp.1012-13。
- 19) 『同前書』上巻， p. 1012。
- 20) 潮木 守一『京都帝国大学の挑戦』名古屋大学出版会，1985年。
- 21) 『東京大学百年史—通史3』1986年， pp.76-7。
- 22) 『静岡大学十年史』，1962年， pp.10-11。
- 23) 『島根大学史』1981年， p. 225。
- 24) 前掲 佐々木重雄論文， pp.85-6。
- 25) 「同前論文」， pp.90-3。

- 26) 宮地貫一編『今日の大学運営』文教ニュース社, 1983年, pp.151-2。
- 27) 木田 宏『戦後教育の展開と課題』教育開発研究所, 1981年, p. 251。
- 28) 井門 富二夫『大学のカリキュラム』玉川大学出版部, 1985年, pp.247-57。
- 29) 広島大学教養部「広島大学教養部改組案（3次案）— 一般教育の改革と総合科学部の創設」1972年。
- 30) 拙稿「学部教育改革の一方向— 一般教育と専門教育の有機的関連性を中心に」『教育と医学』慶応通信刊, 1987年1月号, 所収。
- 31) 拙稿「工業大学の課題を考える— 日米比較の視点から」『大学論集』第13集, 1984年, 所収。

The Process of Transition in the Undergraduate Educational System in Japanese National Universities After World War II

Masao SEKI*

The purpose of this paper is to examine the characteristics of the process of transition of the undergraduate educational system in Japan between 1945 and 1986.

As cross-axes for analysis, the structure of the following is analyzed: (1) general education and specialized education; (2) liberal arts-type-colleges and schools(agricultural engineering etc); (3) the continuance of the characteristics in the old-system university and change in new-system university.

The findings can be summarized as follows

1. Change brought about by the GHQ-reform
 - (1) 1 prefecture 1 university rule
 - (2) Introduction of General Education to University education
 - (3) Establishment of liberal arts college in each university
 - (4) Establishment of the school of education in each university
2. Role of the Japanese University Accreditation Association
 - (1) University Establishment Standards of “Monbusho” by the same concept of the rule
 - (2) Continuation of the concept of old-system universities
 - (3) Increasing the possibility of the establishment of liberal arts colleges and schools of education at universities in each prefecture
3. Changes in the new system universities brought about by the “University Establishment Standard”
 - (1) A type universities(built on the foundations of “imperial universities” and B type universities(built on the foundations of “old-system universities”)) carry over the concept and traits of the old-system except for the addition of schools of education and sections of general education “Kyôyôbu”
 - (2) C type universities(built on the foundations of old higher schools as like “gymnasium”) and D type universities(on the foundation of old-system teacher training schools) established “Bunrigakubu” or “Gakugei gakubu” as liberal arts colleges, respectively
4. Changes in the universities in the 1960’s
 - (1) A and B type universities established dental and pharmacy schools at the undergraduate and graduate level
 - (2) C type universities established schools of humanities social sciences and natural sciences and the sections of general education “Kyôyôbu” by division of liberal arts colleges “Bunrigakubu”

* Professor, R.I.H.E., Hiroshima University

- (3) Most of the D type universities established schools of education and “Kyôyôbu” by dividing the liberal arts college “Gakugeigakubu”
- 5. Effect of the Student Movement
 - (1) Reforms in negligence of general education and liberal arts colleges
 - (2) New cross-disciplinary and multi-disciplinary colleges
- 6. Changes in the universities after the 1970’s
 - (1) Osaka and Tsukuba universities established cross- or interdisciplinary type colleges
 - (2) The College of Integrated Science in Hiroshima University and the College of Humanities and Social Sciences at Iwate University were established by grading up the “Kyôyôbu”

Finally, we propose the establishment of more research institutions for higher education in order to promote reform in general education or undergraduate education systems in Japanese universities. There are too few of such research institution in Japan.